

ユニット型指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム 伊豆高原十字の園

運 営 規 程

社会福祉法人 十字の園

第1章 施設の目的及び運営方針

(目的)

第1条 この規程は、特別養護老人ホーム伊豆高原十字の園（以下「施設」という。）の運営及び管理について必要な事項を定め、老人福祉法、介護保険法、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」及び「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」の遵守を通じて、業務の適正かつ円滑な執行と入居者の生活の安定及び充実を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画（指定介護福祉施設サービスの提供に関する計画）に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニット（少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室により一体的に構成される場所）において入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとする。

2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホーム 伊豆高原十字の園
- 二 所在地 伊東市八幡野1028-4

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の配置)

第4条 施設は、老人福祉法に基づく「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」及び介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」を満たした上で、次の各号に掲げる職員を配置するものとする。

- 一 施設長（管理者） 常勤1名
- 二 医師 非常勤2名以上（嘱託）
- 三 生活相談員 常勤1名以上
- 四 介護職員 常勤30名以上
（うち2名以上はユニットリーダー研修受講者）
- 五 看護職員 常勤3名以上
- 六 管理栄養士または栄養士 常勤1名以上
- 七 機能訓練指導員 常勤1名以上
（常勤1名以上は、看護職員を兼務）
- 八 介護支援専門員 常勤1名以上
- 九 事務員 常勤2名以上
- 十 調理員 常勤2名以上

2 施設は、前項に定めるもののほか、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

3 職員は、専ら当該施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入居者の処遇に支障がない場合は、短期入所生活介護事業所、訪問介護事業所、通所介護事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等の併設事業所の職務を兼務することができるものとする。

(職務)

第5条 職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行うものとする。

- 2 施設長は、施設の業務を統括すると共に、入居者の状況を随時把握し、必要に応じて対策を指示するほか、社会福祉法人及び施設としての理念を職員に伝え指導するものとする。施設長に事故があるときは、定款第13条第2項に基づき職員の中より理事会の議決を経て理事長に任免された者が施設長代行として施設長の職務を代行するものとする。
- 3 医師は、入居者及び職員の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事するものとする。
- 4 生活相談員は、入居者の立場に立った生活相談、面接、身上調査並びに入居者処遇の企画及び実施に従事するほか、入退居に関する業務を行うものとする。
- 5 介護職員は、入居者の日常生活の介護、指導、援助に従事するものとする。
- 6 看護職員は、入居者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事するものとする。
- 7 管理栄養士または栄養士は、献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事するものとする。
- 8 機能訓練指導員は、入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。
- 9 介護支援専門員は、居宅生活への復帰を念頭に置きながら施設サービス計画を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して入居者の満足度を確保するものとする。
- 10 事務員は、庶務及び会計業務に従事するものとする。
- 11 調理員は、給食業務に従事するものとする。

(職員の勤務体制等)

第6条 施設の職員の勤務体制は、就業規則に基づき、入居者に対し適切な指定介護福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供できるよう定めておかなければならない。

- 2 施設は、施設の職員によって施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響がない業務については、この限りではない。
- 3 施設長は、業務に支障がない範囲内で、職員の資質向上のための研修の機会を積極的に設けるものとする。

第3章 入居定員

(定員)

第7条 施設の入居定員は、次のとおりとする。

階	ユニット名称	居室の種類	定員
1階	すみれ	個室10室	10名
2階	やんも	個室10室	10名
	もくれん	個室10室	10名
	やまざくら	個室10室	10名
	けやき	個室10室	10名
3階	めじろ	個室10室	10名
	かけす	個室10室	10名
	かもめ	個室10室	10名
	うぐいす	個室10室	10名
合計	9ユニット	個室90室	90名

- 2 ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情のある場合は、この限りではない。

第4章 入退居

(施設サービス内容及び手続の説明及び同意)

第8条 施設は、施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務体制、その他必要と認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、施設サービス提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

(施設サービス提供拒否の禁止)

第9条 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒んではならない。

(施設サービス提供困難時の対応)

第10条 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、速やかに適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等を紹介するなどの適切な措置を講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第11条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 施設は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、施設サービスを提供するよう務めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第12条 施設は、要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(入退居)

第13条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供するものとする。

2 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めるものとする。

3 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。

4 施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居室において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するものとする。

5 前項の検討にあたっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議するものとする。

6 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居室において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行うものとする。

7 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めるものとする。

(サービスの提供の記録)

第14条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 施設は、施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

第5章 入居者への施設サービスの提供内容及び費用の額

(施設サービス計画の作成)

第15条 介護支援専門員は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の意向を勘案し、施設サービス計画の原案を作成するものとする。

2 介護支援専門員は、作成した当該施設サービス計画の原案について、他の職員から意見を求めるものとする。

3 介護支援専門員は、作成した当該施設サービス計画の原案について、入居者又はその家族に説明し、文書により同意を得るものとする。

4 介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者に交付しなければならない。

5 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

(施設サービスの取扱方針)

第16条 施設は、施設サービスの提供に当たって、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画書に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとする。

2 施設は、施設サービスの提供に当たって、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮するものとする。

3 施設は、施設サービスの提供に当たって、入居者のプライバシーの確保に配慮するものとする。

4 施設は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に施設サービスを提供するものとする。

5 施設は、施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行うものとする。

6 施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行わないものとする。

7 前項の身体的拘束を行う場合には家族の同意を得ることとし、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

8 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

9 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当施設に円滑に入居できるようにするものとする。

10 施設は、入居者の入院期間中等で、入居者に利用されていない居室を利用して、指定（介護予防）短期入所生活介護を行う。

(介護)

第17条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援するものとする。

3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもってこれに代えることができる。

4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な支援を

行うものとする。

- 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを排泄毎随時に取り替えるものとする。
- 6 施設は、褥瘡が発生しないよう対策を策定し、適切な介護を行わなければならない。
- 7 施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
- 8 施設は、常時1名以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 9 施設は、入居者に対し、その負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第18条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。

- 2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
- 3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
- 4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

(相談及び援助)

第19条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に誠実に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第20条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に関する活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの行動を支援するものとする。

- 2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 施設は、常に入居者の家族が訪問しやすい雰囲気づくりに努め、入居者とその家族との交流等の機会を確保するように努めるものとする。
- 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するように努めるものとする。

(機能訓練)

第21条 施設は、入居者との合意に基づき、心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第22条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

- 2 入居者が入院治療等の必要が生じた場合は、協力医療機関である伊東市民病院に対応の要請をすることとする。

(協力医療機関等)

第23条 施設は、前条第2項に定める協力医療機関の他に、外来治療を必要とする入居者のための協力医療機関として、伊豆高原ゆうゆうの里診療所及び長谷川眼科を定める。

- 2 施設は、協力歯科医療機関として、伊東市歯科医師会より推薦を受ける。

(利用料その他の費用の額)

第24条 施設サービスの利用料は、介護保険法に基づく介護区分毎の介護費用基準により、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、その他の場合は法令に基づく介護報酬の告示上の額とする。但し、次に掲げる事項については別に利用料の支払を受ける。

- 一 食事の提供に要する費用
 - 二 居住に要する費用
 - 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 五 理美容代
 - 六 前各号の他、施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者が負担することが適当と認められる費用
- 2 預り金等は原則、入居者又は家族の管理となるが、やむを得ない事情がある場合は、施設が管理の代行を行うものとする。
- 3 特例施設介護サービス費、高額介護サービス費を受給する場合や生活保護を受給する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。
- 4 施設は、前各項に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第25条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付するものとする。

第6章 施設利用に当たっての留意事項

(施設利用に当たっての留意事項等)

第26条 施設の入居者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- 一 けんか、口論又は暴力行為、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑になることをしないこと。
 - 二 火気の取扱いに注意し、施設内で喫煙しないこと。
 - 三 施設、備品その他の器具を破損し、又はこれらを施設外に持ち出さないこと。
- 2 施設長は、入居者が次の各号に該当すると認めるときは、当該入居者に対し、所定の手続により、施設サービス提供の中止等の措置を行うものとする。
- 一 施設の秩序を乱す行為をしたとき。
 - 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
 - 三 故意にこの規程に違反したとき。

(緊急時における対応)

第27条 施設の職員等は、施設サービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は施設の協力医療機関へ連絡を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第28条 施設は、事故発生の防止のための指針を定めるものとする。

- 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、入居者の家族等に連絡を行うとともに、原因の分析を通じた改善策を定めて職員に周知徹底するものとする。
- 3 施設は、事故発生の防止のための委員会を設置するものとする。
- 4 施設は、事故発生の防止のための研修を、年2回以上職員に対して行うものとする。
- 5 施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 6 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第29条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。
- 2 施設は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び入居者が参加する消火、通報及び避難訓練を行うものとする。
 - 3 施設は、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底しなければならない。
 - 4 施設は、日頃から消防団や地域住民と連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制を整えなければならない。

第8章 虐待防止

(虐待防止)

- 第30条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 虐待防止の措置を講ずるための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

第9章 その他施設の運営に関する重要事項

(衛生管理等)

- 第31条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に使用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行わなければならない。
- 2 施設は、感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 施設における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を3月に1回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
 - 二 施設における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的実施すること。
 - 四 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日厚労告第268号）に沿った対応を行うこと。

(苦情対応)

- 第32条 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するた

めに、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 施設は、提供した施設サービス等に関し、市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、改善内容を市町に報告するものとする。
- 4 施設は、苦情解決の適切な支援を行うため、第三者の立場に立つ第三者委員を設置し、提供した施設サービス等に関する入居者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密保持等)

第33条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、雇用契約にその旨明記する等、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 施設は、居宅介護支援事業所等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第34条 施設は、居宅介護支援事業者又はその職員に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 居宅介護支援事業者又はその職員から、当該施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(重要事項の掲示)

第35条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、嘱託ならびに協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(会計の区分)

第36条 施設は、施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分するものとする。

- 2 施設の経理は、社会福祉法人十字の園経理規程の定めるところによる。

(記録の整備)

第37条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 施設は、施設サービスの提供の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- 一 施設サービス計画
- 二 第14条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第16条第7項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第28条第5項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 五 第31条第2項に規定する苦情処理の内容等の記録

(自治体との連携)

第38条 施設は、県及び市町と積極的に情報を交換し、適切な介護サービスの推進に努めるほか、県及び市町の指導、助言があった際には誠実に改善の対応に当たらなければならない。

(法令との関係)

第39条 この規程に定めのない事項については、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第46号）、その他関連法令の定めるところによる。

附則

(施行)

- この規程は平成23年4月16日から施行する。
- この規程は平成23年9月1日から施行する。
- この規程は平成27年8月1日から施行する。
- この規定は平成29年9月8日から施行する。
- この規定は2022年6月1日から施行する。